

戦略的許認可申請

～行政書士が行政手続法を自由自在に操るためのハンドブック～

令和4年度神奈川県行政書士会特定行政書士検討ワーキンググループ 編
座長 小出秀人 監修

目次

1.はじめに	1 頁
2.日本国民と行政	1頁～4頁
3.国民の権利利益	4頁～5頁
4.許認可申請に関して	5頁～19頁
5.届出に関して	19頁～20頁
6.さいごに	20頁

戦略的許認可申請

～行政書士が行政手続法を自由自在に操るためのハンドブック～

1. はじめに

行政手続法の逐条解説の書籍は多々ある。講師業を主な生業とする行政書士による参考書も巷に溢れている。しかし、許認可の現場を主戦場としている行政書士による行政手続法の出版物は存在しない。

現場の実際を知っている行政書士は、案外、行政手続法を度外視して、行政側の窓口に盲従して日々の業務を熟しているように映る。場合によっては、申請者にとって優位ではない申請を余儀なくされたり、根拠の無い指導、行政側の業務懈怠等によって不利益を受けたり不当な取り扱いを受けたりすることもある。行政側との軋轢を忌避するため、不当な対応と知りながらも甘受することも多い。それは果たして国民の権利利益の実現に資するのか甚だ疑問である。行政書士事務所の円滑でストレスフリーな業務遂行に軸足が傾斜し過ぎてはないだろうか。

そこで、行政手続法を生かし、一段とクオリティーの高い許認可申請が出来るように、との思いで許認可申請経験豊富な当ワーキンググループメンバーによりガイドブックとして纏めてみた次第である。

2. 日本国民と行政

日本国民と行政との関わり合いと日本国民の救済手段に関する歴史的推移は、行政手続法の原点と存在意義を理解するうえで極めて重要なので述べておかなければならない。

そのことを理解する前提として更に大きな空間整理と時間的整理が必要である。行政書士を取り巻く現状などという小さな土俵で論じるのは視野狭窄に陥穽するだけである。全世界的視野とそれを牽引する世界史という時間軸で考えてこそ目から鱗の現状把握と将来予測が可能なのであり、けだし大団円を導くのである。

一般に、公法学者はバックグラウンドに政治的思想を抱いている。ややもすると、法的解釈を己自身が抱く政治的思想の埒外に漏れないように牽強付会することもあるように感じる。公法という性格上、政治体制との関連を度外視して論ずることが出来ないのは頷ける。本書は、可能な限り政治的思想を排して、客観的事実に基づいて論を進めるが、ニーチェも指摘しているように「事実は存在しない。あるのは解釈である」という言葉を読者は意識しておいて頂きたい。

須らく全地球上の人類は、世界の根源的階層の軛から逃れることは良きに付け悪しきに付け不可避である。その思惑のベクトルは世界情勢の揺れに微調整があろうとも、起き上がりこぼしの如く、再度、ベクトルが敷かれたレールに引き戻される。根源的階層を支えるグローバルエリートによる世界平準化の大きな潮流が世界史を推進させており、そ

の搾取の羈絆から逃れることは出来ない。日本も例外ではない。明治維新、大東亜戦争を経て、日本独自の伝統・文化・思想は隅に押し寄せられ続けている。グローバルエリート国家米国により堅固な戦後レジームが構築され、脱却できずに、日本人はグローバル的価値観に染められた。その是非の論に関しては、前述したように政治的思想が混濁し、更に本趣旨から逸脱するのでここでは避ける。日本もグローバリズムの潮流に飲み込まれ続けていることだけを押さえておくに留める。美しい日本への回帰という望みを放擲しなければならないことに極めて忸怩たる思いを抱き、良き日本が最早戻らないことに隔靴搔痒たる思いを抱いている日本人も多々いるが詮無いことだ。アングロサクソンキ ャピタリズムとその中核たるグローバルエリートの目標達成力に平伏し面従腹背しなければならないのが日本の宿命なのだろう。

次に、前述の大きなフレームに落とし込んで日本における行政と国民との関わりを考察していくことにする。

日本は、抑々「寄らしむべし、知らしむべからず」の意識が長年にわたり醸成されて来たので、お上に物言う精神が希薄であった。寄らば大樹の陰的遺伝子なのだろう。農耕民族であることが影響している。異質なものを、異質な意見を排除する心情が形成された。村八分を恐れ、自己主張は封印される。

大日本帝国憲法下では、行政処分を糾すことは叶わず、当然、行政事件訴訟法も行政不服審査法も存在しなかった。江戸時代まで遡ると、お上に直訴して失敗すると、打ち首が待っていた。伊藤博文が中心となり、プロイセン憲法を基に大日本帝国憲法は制定された訳だが、君主を頂点とする国家体制を前提として構築されるプロイセン憲法は、君主を天皇に置き換えると日本の統治機構にも、お上を絶対視してきた日本人の心情にも、ぴたりと象嵌する。神である天皇の下僕である行政は神の代理であるので、基本的に誤ちは無い。万が一、神の僕である行政に間違いがあった時の為に行政裁判法が制定されたが、東京に 1 つだけ設置されたに留まり、それは一審且つ最終審の裁判所であった。全く国民の救済になっていない。行政不服審査法の前身である訴願法に関してはここでは触れないが、列記主義により訴願事項が極めて限定的且つ訴願期間は短く、救済は全く図られない。

戦後、日本国憲法の下、憲法第 76 条により最高裁判所に属しない行政裁判所は廃止された。プロイセンからナチズム体制を乗り越えたオットーマイヤーからみればそれ以上の事態が出現した訳だが、やはり、「憲法変われど行政法は残る」的思想は簡単に雲散霧消しない。昭和23年に制定された行政事件訴訟特例法は民事訴訟の特例を定めたものであり、僅か12条しかない。戦前の行政裁判法を忘れ去ることは出来なかった。昭和37年に行政事件訴訟法及び行政不服審査法が同時に制定され、オットーマイヤーの亡霊は幾分力を削がれた。幸か不幸かグローバリズムの日本への浸食は、まがりなりにも国民の権利意識の高揚と民主主義の高揚を促したのである。更に浸食は止まらない。即ち、行政事件訴訟法が施行されたと云えども、行政訴訟の訴訟要件は極めて制限的に運用されていて、憲法第32条で保障されている裁判を受ける権利も形骸化し、国民の権利利益

の救済機能、違法な行政運営の是正機能としては不十分であるとの指摘がなされ続けたのである。それから相当の期間を経て、米国に後押しされた司法制度改革の一環として遂に平成17年「行政事件訴訟法の一部を改正する法律」が施行され、救済範囲の拡大、審理の充実促進等が加えられ、行政側の権威的運営を糾す機運が醸成された。また、行政不服審査法に関しては、再審査請求を経ない取り消し訴訟の提起を可能にし、審査請求及び再審査請求を経なければ原則出訴できないという二重前置きを解消する等の変更が加えられた。旧法制定から54年の時日を要した抜本的な改正であり、平成28年に施行された。グローバリズムの日本への浸食は浸透に姿を変え、巨大な権力の行政機構による縦の運営を適正なものに糾し始めたのである。グローバルエリート色に染められ続け、変貌した日本の文化・日本的心情を苦々しく思う一方で、その潮流は、皮肉なことに国民の行政運営による被害から救済することに功を成したのである。

行政手続きに目を向けてみよう。従来から英米法においては行政手続きを重視していたが、プロイセン、ワイマール、ナチス、を経て安定した共和国に収まったドイツにおいても行政手続法が制定されると、手続き重視の考えは国際的主流となった。そして遂に平成5年、日本においても、日本の独自性・排他性を除去し、日本に投資しやすい環境整備を図るべく、グローバルエリート主導による日米構造協議を通して行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として行政手続法が制定されるに至った。グローバリズムに侵略された行政にとっては迷惑な話だっただろうが、皮肉にも、日本国民には恩恵を齎した。国民の権利利益の救済のみならず国民の権利利益の保護も高揚してきたのだ。直訴が失敗して打ち首になった時代は愈々遠退き、一審且つ最終の行政裁判所による恣意的裁きも忘れ去られた。行政手続法が施行されたのは、平成5年だが、施行当初、行政側は鬱陶しいグローバル民主主義の押しつけを軽視し、従来からの手法を取り続けていた印象がある。いや、行政手続法は行政に無視され続けていた。しかし、行政救済二法が進化するにつれ、行政側も徐々に行政手続法の遵守を意識するようになるのである。

皮肉にも、日本の文化・伝統・正当日本語を奪取し、日本人の心情を蚕食鯨呑したグローバリズムの潮流は、日本国民に対しての羈束的な行政運営から民主的且つ透明な行政運営に変革させたのである。

グローバルエリートによる世界平準化の意思は、幸か不幸か、国民利益の保護に当たろうとする赫々たる機運を行政側にも国民に対しても大いに高揚させ、行政書士の重要度は飛躍的にアップした。美しき日本は遠退いたのかもしれないが、運命的にも行政書士を生業としている我々にとっては、アングロサクソンキャピタリズムに席卷された日本を一方的に恨む必要は無いのである。寧ろ、喜ぶべきことである。大日本帝国が敗戦していなかったら、行政手続法は存在していなかっただろうし、併せて、行政書士の存在意義は極めて希薄だったのは間違いない。

行政運営の民主化と透明化の機運に呼応し、国民の権利利益の実現に資する行政書士の役割は飛躍的にアップし続けている。許認可の実際を経験している行政書士が、そ

の機運を昇華し、国民と行政の懸け橋をより堅固なものすることは使命でもある。

特定行政書士の取得のために通った行政手続法の学習は、多くの特定行政書士に茫漠とではあるが、許認可実務との乖離を感じさせたことと思う。その茫漠とした靄から鮮明な景色を取り出すので、多くの行政書士に行政手続法を土台とした手続きを心がけて貰いたいと願う。行政手続法を熟知し、自由自在に駆使した許認可申請を多くの行政書士が行えば、その総力は、行政の許認可運営を一層適正化させることになり、ひいては国民の権利利益の実現に資するからである。

また、特定行政書士取得のための行政手続法学習が、牛に引かれて善光寺参りの如く、結果として行政書士おのがじし許認可業務の飛躍的な次元向上に繋がれば幸甚の至りである。

3. 国民の権利利益

行政書士法

《目的》

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

行政手続法

《目的等》

第一条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続き並びに命令等を定める手続きに関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第46条においても同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2. 処分、行政指導及び届出に関する手続き並びに命令等を定める手続きに関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

二つの条文を並列し、眼光紙背を徹し見比べると、行政書士が、行政に関する円滑な手続き実施に寄与するためには、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的とした行政手続法に通暁しておかなければならないことが分かる。行政運営に関して、申請に対する処分、行政指導、届出等は他の法律に特別の定めがない場合はこの法律によるからである。

行政書士が行政手続法を知悉していないのであれば、行政に関する円滑な実施に寄

与することが叶わず、国民の利便に資することも儘ならないと言えよう。当然国民の権利利益の実現に資することも出来ない。

日本語として「実現」は、「保護」よりも範囲が広いと解釈できる。遺言・相続手続き・契約書作成などは新たな権利利益を獲得する行為であり、許可認可等の申請は当に権利利益を実現するが許可更新・各種届出などは権利利益を保護する。「実現」という大きな集合に「保護」という集合がすっぽり入るのである。当に行政書士の目的は行政手続法の目的を包含していると言える。行政側が行政手続法を遵守することにより、行政書士法に対しても等閑視しない意識付けがなされることになる。

最近でこそ、行政側はグローバリズム浸透の果実である行政手続法を遵守し始めているが、行政手続法施行当時から暫くの間は放擲されていた。お上意識の強い日本民族は、「寄らしむべし知らしむべからず」の意識が脈々と引き継がれていて行政側に盲従する体質があり、一方プロイセン行政法学を土台にした日本の行政機構は、連綿と権力的志向を縦にしてきことは前述したとおりである。抑々各行政機構が種々の方法で許認可行政を確立し運営していたところに突然行政手続法の網が被せられたのであるから、行政側としても面白い筈はない。しかし、近時行政側も行政手続法を遵守して行政運営をしていこうとの意識が醸成されてきている。我々行政書士にとっては実に有難い傾向である。

繰り返すが、多くの行政書士が行政手続法に通曉し、併せてその知識を実際の許認可申請業務に生かしてこそ、行政側による不適切な行政手続き運営を糺すことが出来る。ひいてはそれが国民の権利利益の実現に資するのである。前述したとおり、「保護」は「実現」より範囲が狭いと解釈できるので、併せて、国民利益の保護に資することになるのである。数多の行政書士が行政手続法を理解して自由自在に操れば、行政側に対してのその正当な圧力は絶大であり、許認可行政運営をより適正なベクトルに向かわせるのである。

肝に念じておかなければならないことがある。前述したように会得した行政手続法の知識を振りかざし、徒に行政側と対峙するようなことがあってはならない。対立する意見から生じた感情的鬱憤を晴らすために行政手続法を拡大解釈して瓦釜雷鳴する態度は、行政に関する円滑な実施に寄与することにはならないからである。決して鬼の首を取ったような態度と心情で徒に行政側と軋轢を起こしてはならない。クールに淡々と通曉した知識を土台として許認可申請業務に努めることが極めて肝要である。口角に笑みを浮かべ相好を崩して、条文を指で差し示し、穏やかに説明をしなくてはならない。鬼の首を取ったような態度で行政庁に詰め寄ることになっては当ガイドブック執筆者は執筆したことを大いに嘆くことになる。

4. 許認可申請に関して

(1) 審査基準について

行政手続法

《審査基準》

第5条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。

2. 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
3. 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(参考)

行政手続法

《定義》

第2条

8. 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。
 - イ 法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。)又は規則
 - ロ 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
 - ハ 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)
 - ニ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

《意見公募手続き》

第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

《地方公共団体の措置》

第46条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第5条は、申請に対して公正・透明性な処理を確保するため、行政庁に対し、許認可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を可能な限り具体的なものとして定め、それを公にしておくこととした極めて重要な条文である。

申請側にとって、許認可がどのような場合に得られるかは大いに関心があるところである。従来、行政庁の内部的マニュアルに留まることの多かったこれらの基準が申請者の知り得る状態におかれることにより、申請しようとする者は、許認可を受けることができるかどうかについて一定の予見可能性を得ることになるとともに、行政側の恣意的裁量は排除され、判断過程の透明性が向上するのである。

なお、各地方自治体行政手続条例において、意見公募手続の規定の有無、また、規定があった場合の義務付け規定の有無はまちまちである。神奈川県行政手続条例に関しては、意見公募手続の規定は無い。従って、命令等の定義の規定も無い(行政手続法第2条第1項8号に該当する部分)ただ、「かながわ県民意見反映手続要綱」により定めがある。これは行政機関内部の内規で法的拘束力を持たない。しかし要綱であろうと神奈川県内部で意見公募手続きの義務付けをしているのであるから、審査基準を定める際に意見公募手続を促す主張をすることは正鵠を失っていないと思われる。

各許認可における審査基準を把握することは、恣意的或いは主観的な行政側運営を抑制するために極めて大事である。行政側の意向に盲従する許認可申請手続きに安住してはならない。盲従することにより国民の権利利益の実現を阻んでいないか胸に手を当て、主体的な許認可申請を心がけねばならない。手引書は基本的に事務取扱を定めているので、手引書に記載されていても審査基準に示されていない事柄に対しては、抗弁することも出来よう。それは行政指導とみなされる蓋然性が高いからである。多くの行政書士がこの認識を心に抱き廓然大公として許認可業務に当たればその総力は、行政運営を大いに適正化させることになる。

(ア) 先ずは、国の事務に関して、許認可の審査基準を確認する。

一般貨物自動車運送事業許可に関しては、関東各県運輸支局のホームページ上に「新規許可等の基準」及び「新規許可等の基準の細部取扱」が掲載されている。「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車の許可申請の処理方針」及び「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車の許可申請の処理方針の細部取り扱いについて」であ

る。前書きには「標記の申請については、事案の迅速、かつ、適切な処理を図るため、下記の通り審査基準を掲げ、これにより処理することとしたので公示する」とあり、行政手続法の趣旨に則って運用している。なお、意見公募手続き経ていない関東運輸局長の審査基準の公示に関しては、意見公募手続きを経た国土交通省運輸局長の審査基準を適用しているが、行政手続法第39条第4項第5号の適用除外である。即ち、実質的に同一の命令等を定めるときには二重の意見公募手続を要しない。行政手続法に則って審査基準を明瞭にしておき、実際の許認可実務においても、行政側と申請者との間での行き違いは殆ど無い。

国土交通大臣に係る建設業許可の審査基準に関しては、若干敷衍する必要がある。国土交通省ホームページ上で明瞭にされておらず、通達のところに2点掲載されているだけだ。令和5年2月、国土交通省の担当官に確認をしたところ、「建設業許可事務ガイドライン」(最終改正令和4年12月28日国不建第463号)が審査基準との回答であった。しかし、もう一方の通達「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」(最終改正令和3年12月9日国不建第362号)が当に審査基準を示しているのではないかと、この質問に対し、「建設業許可事務ガイドライン」は意見公募手続きをしたが、事務的諸事情により、「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」は意見公募手続きを経ておらず、近々包括的な事務作業をする際に意見公募に付す予定だ、との回答であった。従って、令和5年2月の段階で、件の審査基準は、国土交通省による苦肉の策と云うべきだが、「建設業許可事務ガイドライン」ということである。行政手続法遵守の認識があるので決してめくじらを立ててはならない。詮方なしというところに留め置き、今後、意見公募手続きを経て、「国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について」を審査基準とするかどうか、また、ホームページ上で審査基準として明瞭に掲載するかどうかも見守っていきたい。

帰化許可と入管に関しては、審査基準は存在しない。行政手続法第3条一項10号において適用除外とされている。抑々、国籍付与又は外国人の日本国内在留は当国の法務大臣の胸先三寸というのが国際的共通理解である。法令・参考文献を確認しながら実務に対応すべきである。

(イ) 次に、自治事務に関して、神奈川県の審査基準を幾つか検討してみよう。

神奈川県の審査基準は、神奈川県行政手続情報閲覧サービスで確認することが出来る。

神奈川県知事建設業許可に関しては、「神奈川県知事に係る建設業許可の取り扱いについて」が審査基準である。神奈川県建設業課監修、神奈川県行政書士会建設環境部編著の「建設業許可 Q&A36 頁以降にも掲載されている。神奈川県の意見公募手続を経て定められたものではないが、国土交通省が意見公募手続を経て定めた国土交通省建設業許可事務ガイドラインをベースにしており、神奈川県独自の説明も子細に説明されている。前述したように国土交通省によると国土交通大臣に係る建設業許可の審査基準はこのガイドラインということであるので神奈川県としては国土交通省建設業許可事務ガイドラインをベースにするしかない。現実の窓口において、行政側と申請者側で解釈等の違いによる齟齬も殆どないように見受けられる。ただ、事務取扱を記載した「建設業許可申請の手引き」はより詳細に審査基準も記載されているので「建設業許可申請の手引き」の該当箇所を審査基準として加えておけば更に良いのではないかと思われる。それにより行政指導の箇所も浮き彫りとなる。勿論、各種許可の手引書を審査基準とすることもあり、また、許可の手引きの該当箇所を審査基準として頁で示すことも構わない。何れにしても神奈川県知事建設業許可においては、概ね、恣意的、主観的な審査は排除され、行政手続法の目的である行政運営の公正の確保と透明性が図られているのではないか。

医療法人設立に関しては、「医療法人設立の認可」が審査基準である。建設業許可に比べると、全く具体的とは言えない。医療法人設立の手引きにおいては詳細に説明されている。ホームページに掲載されている自治体もあるが、窓口で写しを取らせている自治体もある。この担当者は、公にしていなことを自覚している風でもあり、申し訳なさそうに回答してくれた。

また、この手引きは、横浜市、川崎市、相模原市共通のものである。当手引きの該当箇所を抜粋して審査基準に加えるべきではないかとの印象を拭えない。

(ウ) 次に、法定受託事務に関して、幾つか審査基準を確認したい。法定受託事務は地方自治法別表に定められている(因みに記載されていない地方自治体の事務はすべて自治事務である)。

産業廃棄物処理業にかかる許認可に関しては、神奈川県行政手続情報閲覧サービスで確認すると、審査基準を定めていないことが分かる。「法令の定め尽くされているため」がその理由である。審査基準が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に書き尽くされているとは思えない。これは、立ち止まって、大いに検討を加える必要があるのではないか。

法定受託事務の場合は、国が地方自治体に対し、地方自治法245条の9の「よるべき基準」を定めていれば、それが原則として審査基準となる。その後、自治体は原則として

意見公募手続きを経て審査基準とする決定をしなくてはならない。

産業廃棄物処理業の許可事務において、「よるべき基準」は定められていない。環境省からの技術的通知をもって対応している。令和2年3月30日に発せられた「産業廃棄物処理業及び特別産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理業施設の許可事務の取り扱いについて(通知)」である(別添 7)。かなり詳細に説明されているが、この技術的通知は、地方自治法245条の4第1項の技術的助言である。実際に、通知文最後に、技術的助言であることが付記されている。この通知が法令に含まれているとすれば、前述した「法令の定め」に尽くされているため」という理由は納得できるが、通知は法令に含まれないのは言を待たない。

上級庁からの通知に示された方針をもって、行政庁自らの審査基準と定めるためには、当該通知と同内容を案として意見公募手続きを経て審査基準と定め、申請者に明らかにしておく必要があるのではないか。

東京都、埼玉県、千葉県とも審査基準は定められていない。因みに、愛知県では産業廃棄物処理運搬業の審査基準を定めている。法令の定め」に尽くされていないと判断したからである。行政手続法を厳格に守っていると言えよう。

宅地建物取引業免許申請に関しては、神奈川県行政手続情報閲覧サービスにおいて明瞭に審査基準が載っている。「宅地建物取引業免許申請書の記載手引き」である。抑々、宅地建物取引業法第5条に「免許の基準」が規定されているが、当手引きは具体的且つ詳細である。手引きの抜粋を審査基準にしているのではないため、事務取扱部分も包含されるため、審査基準としては余計な箇所まで掲載されているが、行政側の恣意的或いは自由裁量的判断は封じられるので申請者側との間での齟齬、行き違いは無いと思われる。

(2) 申請について

行政手続法

《標準処理期間》

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

《申請に対する審査、応答》

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅延なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

《情報の提供》

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

先ず、第7条に関して説明する。

行政庁は、申請が事務所に届いたときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないので、一旦預かりとか受理とかいう概念は存在しない。不備については、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるか、許認可等を拒否するかしなければならない。行政手続法施行後、暫くの間は、一旦預かり、とか受理などという言葉が許認可行政の窓口で頻りに耳にしたが、最近ではかなり少なくなった。

また、申請を審査せずに放置することは許されず、それは行政行為の不作为である。後述するが、行政側に書類が渡ったとき(電子申請の場合は送信したとき。証紙代を納付したときではないが標準処理期間の起点である。

未だに散見される取り扱いがある。許認可の拒否を行わずに、申請取下げを促す行政庁がある。後にも触れるが、第33条では、申請の取下げを求める行政指導に申請者が従う意思がない旨表明したにもかかわらず、行政指導を継続することをしてはならない。申請に対して許認可を拒否すれば良いのである。行政庁が拒否処分をしたがらないのは、以前からの一般的傾向だが、行政不服申立を忌避しているからである。取下げの強要とも思える行政指導にあった場合には、応じずに拒否処分をしてもらうべきである。許可申請に確固たる自信があるのであれば、行政不服申立をすれば良い。勿論、依頼者との十分な協議をしてから決定しなければならない。また、取下げの際に証紙が戻るかどうかは確認しなければならない。基本的に、取下げの場合には証紙は返還される。欠格要件がある場合は、取下げに応じるべきである。なお、欠格要件該当有無の行政書士による事前確認は行政書士の義務であり、予め欠格要件に該当していない旨の書面を貰っておくべきである。事前確認しないで欠格要件該当事由が判明した際は虚偽申

請ともなりかねない。

今後、電子申請が普及するにつれ、システムの都合上、アナログ的対応を内包する取り下げは減少し、不許可処分が増加すると思うので付け加えておく。

次に、標準処理期間に関して、説明する。

標準処理期間は手引き、各行政庁のホームページ等にて公表されているので申請前に確認しておく必要がある。補正するために要する期間は含まれないとするのが一般的解釈である。また、大阪市の「行政手続き条例の解釈・運用の手引き」によると、期間内に処理できない場合には、その理由を申請者に示す運用を心がけることが望ましいとされている。第9条と併せて標準処理期間を過ぎても応答が無い場合は、その理由及び処分の時期の見通しを確認するのが顧客のためである。「多くの審査している。当申請だけではないから、もう少し待て」などというのは当該条文を無視した戯けた回答である。此処でいう審査の進行状況とは、物理的意味で、当該申請がどのような処理段階にあるかについての情報をいう。遅延理由或いは見通しが曖昧であることは認められない。標準処理期間を大幅に徒過し、かつ、進行状況も処分の時期の見通しに対する問い合わせに対しても実のある回答が得られない場合は、不作為についての審査請求という手段がある。少々長くなるが、子細まで説明しておく。いざとなったら当ガイドブックの説明だけで審査請求が出来るからである。行政手続法を中心に戦略的手続きの萌芽となる事柄を記述してきたが、ここでは、行政不服審査法に触れなくてはならない。

(ア)不作為についての審査請求

標準処理期間は、あくまで申請の処理にかかる期間の「目安」を定めたものであり、必ず標準処理期間内に申請に対して応答することを行政庁に義務づけていないことから、標準処理期間を徒過したからといって、直ちに行政庁の不作為の違法性が問われるものではないのは言を待たない。

我々行政書士が申請人から期待されるのは、申請後の速やかな許認可処分である。行政書士法第1条の国民の権利利益の実現のためには、「役所も忙しいから少し待っていてくれ」などと顧客には言えない。許認可申請は、申請人の事業遂行に影響を与えるものであり、処分の遅滞によって申請人に予期しない損害が生じることもある。

申請人の許容限度を大幅に超えて処分がされない場合、「不作為」に対する不服申立が一つの手段とし有効だろう。

行政不服審査法では、第3条に「審査請求」と同法第5条に「再調査の請求」の2種類の救済手段が定められている。ここでは、税務に係る「再調査の請求」には触れない。

なお、「不作為に対する不服申立」ができる者は、法令に基づき行政庁に対し処分についての申請（許認可申請等）をした者のみであることは言うまでもない。

行政不服審査法

(不作為についての審査請求)

第3条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条（※「審査請求をすべき行政庁」の定め）の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

審査請求をしようとする場合、最初に確認すべき事項は、「不作為についての審査請求」が出来るか否かである。

行政不服審査法第7条は、行政手続法第3条の適用除外と同様に適用除外を規定しているが、それぞれの適用除外の範囲には若干の相違があることにも注意しなければならない。因みに、行政不服審査法第7条では入管手続きと帰化手続きは適用除外である。審査請求は出来ない。

細くなるが、当該審査請求を申し立てるための要件、方法は以下のとおりである。

I 申請の形式的要件に適合した許認可等の申請をしていること。（行政手続法第7条）

仮に、申請の形式的要件を満たしていない場合、行政庁は申請人に対して相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるか、または当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないので、行政庁は申請人が補正に応答しないことを不作為の理由とすることはできない。但し、申請の補正を求められたにも関わらず、その期限までに応答しておらず何らかの事情により行政庁が当該補正を猶予している場合には、当該期間は不作為期間には算入されないことに注意しなければならない。（行政手続法第7条）

II 当該申請に対し、何等処分がされていないこと。

申立期間に除斥期間は無いため、行政庁が「不作為」を継続している間はいつでも申し立てることができる。また、「申請から相当の期間」が経過しないうちに審査請求をした場合、それを理由として審査請求が却下されることにも注意しなければならない。（行政不服審査法第49条）

III 当該許認可等の申請をした者が申し立てること。（行政不服審査法第3条）

審査請求の申立理由が不作為である以上、申請人にのみ申立適格が認められるため、当該不作為により何らかの損害を蒙る第三者であっても審査請求の申立人にはなり得ない。なお、当該審査請求は代理人によってすることができる（行政不服審査法第13条）とされ、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する不服申立の手続きについては特定行政書士がその代理人となること、申立て書類の作成をすることができる。（行政書士法第1条の3第二項）

IV 不作為庁の最上級行政庁を審査庁として申し立てること。（行政不服審査法第4条）

不許可処分と異なり、一般に、許認可等の申請時に、「不作為の場合の不服申立」につ

いて予め教示されることはないので、申し立てにあたっては、行政不服審査法、行政不服審査条例、個別法の規定を確認する必要がある。一般貨物許可申請に関しては、関東運輸局の上級庁である国土交通省に対して、神奈川県建設業許可は上級庁が無いので神奈川県に対して申し立てをすれば良い。

また、不作為庁を経由して審査請求することもできる(行政不服審査法第21条)が、「不作為」の性格上、これは現実的手続きではない。

- v 不作為の審査請求をする場合、審査請求は、他の法令(条例に基づく処分については、条例)に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、定められた事項を記載した審査請求書を提出しなければならない。(行政不服審査法第19条)別添8を参照にしてもらいたい。提出された審査請求書に不備があった場合、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない(行政不服審査法第23条)とされているが、その期間内に補正がされなかった場合には、審理を経ずに却下される(行政不服審査法第23条)おそれがあることにも留意しなければならない。
- VI 審査庁の標準審理期間については、審査請求が行政手続であることに鑑み、標準処理期間と同様の標準審理期間が規定されている。(行政不服審査法第16条)

不作為についての審査請求の裁決

審査庁は不作為についての審理を経て、次の裁決をすることとなる(行政不服審査法第49条)。

I 申請から相当の期間が経過していない場合その他不適法である場合

却下

II 不作為についての審査請求に理由がない場合

棄却

III 不作為についての審査請求に理由がある場合

裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言

同時に、当該不作為庁に対し処分をすること(審査庁が不作為庁である場合には処分をすること)を命じることとなる。

但し、当該処分は「許認可申請等の処分を適正に行わせること」、すなわち、「当該申請等の根拠法令が定める手続きを規定通りに処分」することを命じるものであり、不作為に係る処分が関係機関との協議等を要するものである場合には、不作為庁(処分庁)がその手続きを経ることを容認している。

不作為についての再審査請求

「処分についての再審査請求」については、行政不服審査法では「不作為のについての再審査請求」は再審査請求の適用除外とされている。

なお、「標準審理期間」について、神奈川県は「個々の審査請求の内容、担当部署により一律に定めることはできないので設定していない」(政策局政策部政策法務課)としている一方、横浜市は一律に6か月(内審査会審議期間2か月程度)、相模原市は「4から6か月(内審査会審議期間2か月程度)」、また、新潟県は「根拠法令ごとに標準審理期間を設定」と、審査庁によっても異なり、いずれの行政庁も、審査請求書を提出した段階で、審査請求人に「審理の見通し」を見積もることは困難としているため、「相当の期間」の判断は困難と言わざるをえない。

以上から、「不作為についての審査請求」は、行政不服審査法では規定はされているものの、許認可処分で「標準処理期間」が定められていない場合、「相当の期間」に対する処分庁と申請人の「見解(期待値である処理期間)の相違」で審査請求自体が「却下」(門前払い)となりがねないことに留意しなければならない。標準処理期間が定められている場合は、標準処理期間を月単位で徒過しているもの、二倍以上徒過しているものは対象と考えて良いのではないか。

細大漏らさず、記載したが、要は、上級庁に対し、上級庁が無い場合は処分庁に対し、書面で本人(代理人)が別添8様式で申し立てれば良い。

法的手続きと説明は前述の通りであるが、**肝心な推察**がある。不作為についての審査請求をしたとして、処分庁が繁忙・懈怠等による理由でのみ処理期間を大幅に徒過した場合は、慌てて許可処分をするだろうということである。ただ、不服申立は、許認可申請と力学的対立関係にある行為である。現実的には戴盆望天しながらこの生業を長期に渡って継続することは難儀であるので、顧客の不利益甚だしいとき、即ち、国民の権利利益の実現が阻害される虞があるときに限って淡々と審査請求するに留める方が良い。少々標準処理期間を徒過したからといって、この手法を多用してはならない。行政書士は、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与しなくてはならないからであろう。この手法を多くの行政書士が理解していれば、手法を多用せずとも理解の総力は行政における審査を大いに促進させることが出来る。

(3) 行政指導について

行政手続法

《行政指導の一般原則》

第32条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意し

なければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならない。

《申請に関連する行政指導》

第33条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

《許認可等の権限に関連する行政指導》

第34条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

《行政指導の方式》

第35条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

- 2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
 - 二 前号の条項に規定する要件
 - 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前二項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
- 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。
 - 一 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの
 - 二 既に文書(前項の書面含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第32条では、行政指導は当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこととなっている。行政指導が範囲外に及んでいないか神経を研ぎ澄ます必要が

ある。例えば、審査基準とは関係のない商業登記の解怠等への指導は範囲外の指導と言える。また、申請者の任意の協力によってのみ実現されるものであることも忘れてはならない。行政指導があった場合、顧客には従う法的義務は発生しない旨を伝えた上で、意思の確認をすべきである。また、行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないので、行政庁にとっては甚だきつい羈縻である。

第33条では、申請者の権利行使が尊重される。行政機関に従う意思がないにも拘わらず、取り下げを求める執拗な行政指導が屢々散見されるのは前述したとおりである。ただ、応じた方が良い場合もあるので、行政不服申立て対応を念頭に置き不許可覚悟で申請するか、取り下げの行政指導に従うかは、当指導内容を吟味して判断したい。

例・・・官庁側で受け付けると同時に欠格要件該当事項が見つかり、行政指導により取り下げの要求がなされた場合、どのように対応するか。本来であれば申請後、申請拒否処分を受けることになることは間違いなく、証紙代も戻らない。欠格要件確認義務不履行を問うことも出来る行政側からのこの指導は、温情と考えられる。不適格な行政指導だと主張することは依頼者のためにもならない。行政指導に従うべきである。

参考・・・前述したが重要なので再度述べる。欠格要件該当事項の有無の確認は、許認可業務の要諦である。顧客から欠格要件該当事項が無い旨の誓約書を貰っておくべきであることは言を待たない。場合によっては虚偽申請になる。戒心を要するところである。何故か、最近、この事例は多く耳にする。

第34条は、出来もしない行政指導をちらつかせて、権限を行使し得る旨を殊更に示してはならないことを規定している。水道給水拒否をちらつかせて負担金をせしめようとした判例が有名である。「行政指導に従わなければ、営業許可を取り消す場合もあり得る」などという何とも行政側の意図を押し量ることが出来ない場合は、次条のとおり書面での交付を求めたい。

第35条では行政指導の方式が定められており、根拠条項、所定事項、その条項に規定する要件等を明確に示さなければならず、第36により、書面での交付を求められたら交付する義務を負う。

第32条から第35条までは確実に押さえておかなければならない。頻繁に直面するケースとして、第7条でいう補正の指示なのか行政指導なのか微妙なケースがある。基本的に不対応の場合に不許可になる蓋然性が高いか否かで判断すべきだろう。これら行政指導に関する条文は、今までは多くの行政指導が具体的根拠となる規定を有しないで行われてきており、その行う場面も方法も特定されていないことから、このような多

種多様な行政指導に対して、その濫用を防止し適切に行われるようにするため、行政指導に携わる者が留意すべき事項を法的規範として明記したものである。従って、行き過ぎた不適格な行政指導を糾すためのこれらの条文を逆手に取って円滑な許認可行政を推進するための適格な行政指導を、申請者側の都合・感情によって妨害することはあってはならない。また、顧客の利益になる行政指導の場合、その行政指導が不適格に行われたとしても、従うのが現実的な対応だろう。また、顧客に対して行政指導を法的義務であるような伝え方をしてはならない。

(4) 許認可等拒否処分

行政手続法

《理由の提示》

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

申請により求められた許認可を拒否する処分は、2 条で定義する不利益処分ではない。

従って、不利益処分の許可の取り消しには、第3章の不利益処分に係る聴聞・弁明の機会の付与は適用されない。行政不服申立てに応じるべきである。

(6) 他人・他社の法令違反を行政庁に通報

行政手続法

《処分等の求め》

第36条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)がされていないと料るときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない

い。

一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 法令に違反する事実の内容

三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

色彩の異なる条文だが、第36条にも少し触れておきたい。告げ口推奨条文である。各行政書士クライアントと敵対するライバル業者の法令違反を見つけた場合に、行政庁に告げ口をして行政処分又は行政指導を促すことが出来る。行政指導を戦略的に用いるとも言えるが、暗箭傷人的条文である。建設関連では、不適格外国人の労働、不法投棄等あたりが思い浮かぶ。監視し合う社会の一員に組み込まれた感が拭いきれない条文である。自己嫌悪に陥穽しないと思う人間は研究すると良い。

4. 届出

行政手続法

《届出》

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

行政手続法施行後、長期間、例えば、建設業法の決算変更届は中身に関する審査をしてから受け取るといった手法が取られていた。全く行政手続法を遵守していなかった。今思うと嘘のような話であった。近時、多くの行政庁は当条文を遵守しているように思える。実務上、注意しなければならないことがある。行政側の温情により書類を受け取らない場合には、従うべきケースもあるだろう。受け取らせたために、顧客の不利益になることもあるからである。例えば、専任技術者の変更を届け出る際に、許可要件を満たしていない理由で受け取らなかった場合である。行政側の配慮に感謝しなくてはならない。第37条を盾に届出を完了させたとしたら、愚かな行政書士と言わざるを得ない。

なお、形式上の要件を満たす届出が提出先に到達しても、その届出の内容に誤りがある場合など、その届出の根拠となる法令の要件を満たしていないものは、届出とし

て法律的效果は発生しないことに留意しなくてはならない。例えば、経営事項審査において補正の指示があるにも拘わらず応じないということは無いと思うが、応じないと通知書が届かず、当然顧客の不利益になる。

また、形式上の要件に適合しない届出については、特に規定していないが、大阪市行政手続き条例 解釈・運用の手引きには、「その要件の不充足が容易に満たされる場合には無届という取扱いを行わず、できる限り補正を求めることにより形式上の要件に適合した届出となるよう指導すべきである」と説明されている。

5. さいごに

以上、行政手続法を実務に生かして戦略的な許認可申請を多くの行政書士が実践してもらおうべく、つらつらと自由に書かせて貰ったが、何回も記述した通り、行政側と敵対する為ではない。これを是非とも肝に銘じて貰いたい。行政運営における行政手続法に反する事案が生じたときには、相好を崩しながら興奮せず行政側に対し説明して貰いたい。ヒートアップしてはならない。吠えてはならない。一人でも多くが行政手続法に通曉し、駆使することにより、その総力は行政の運営が適正化していくのは必至である。また、それが、国民の権利利益の実現に資するのは言を待たない。行政書士法改正により特定行政書士制度が創出された訳だが、際立った新規業務獲得は儘ならない、バッジが大きいだけ等々、当制度を批判するのは料簡が狭量というしかない。特定行政書士資格を獲得する過程で改めて行政手続法を深く学ぶことは当に僥倖である。この制度がなかったら行政手続法をここまで研究しなかっただろう。多くの行政書士が現実の業務と行政手続法との乖離を感じる事が出来たのは収穫である。また、この制度のお蔭でこのガイドブックも完成するに至ったのも事実である。

特定行政書士検討ワーキンググループにおいての活動は思案を要する。困惑する。講師を招いての講習、事例発表というありきたりの事業を執行してお茶を濁すことより、会員の業務向上に資するべき活動をする方が会務として真っ当ではないかとの考えに逢着、そして帰結し、ガイドブック作成に至ったのである。今後も当ワーキンググループにおいてこのガイドブックが改定され続けることを願って止まない。調査しきれなかったこと、執筆しきれなかったことはまだまだてんこ盛りある。

私も含め、各委員全員が事務所内で多くの調査時間を費消した。勿論、事務所内での調査、執筆は手弁当である。私を大いにサポートしてくれた那住副座長をはじめとして、法律解釈に長け、不作為にかかる審査請求に関して纏めてくれた藤代委員、産廃許可に関して子細に調べ、他会会長とも連携を取り、深掘りしてくれた藤田委員、意見公募手続きに関しての除外規定を気付きかせてくれた大澤委員、届出に関して、行政の配慮には柔軟に対応すべきと気付かせてくれた佐藤優子委員、全委員に対して満腔の意を表したい。

参考資料

別添1 行政手続法

別添2 かながわ県民意見反映手続

別添3 建設業許可事務ガイドライン(最終改正令和4年12月28国不建第463号)
抜粋

別添4 国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の
基準及び標準処理期間について(令和3年12月9日国不建 362号)抜粋

別添5 地方自治法第245条の4

別添6 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理
施設別添の許可事務の取り扱いについて(通知)抜粋

別添7 許認可申請と行政手続法(フロー)

参考文献

行政手続ハンドブック

山下清兵衛 著

行政手続実務大系

山下清兵衛 監修

新しい行政不服審査法の解説

宇賀克也 著

大阪市行政手続条例 解釈・運用の手引き

行政手続法と住民参加

椎名慎太郎 著

令和5年2月15日

執筆者

令和4年度 特定行政書士検討ワーキンググループ

座長 小出秀人

副座長 那住史郎

委員 藤代秀一

委員 佐藤優子

委員 藤田麻衣子

委員 大澤正幸